

# 鉍石運搬船規則の全面見直しに関する事項

## 改正規則等

鋼船規則 C 編及び D 編

鋼船規則検査要領 C 編及び R 編

## 改正事項

鉍石運搬船規則の全面見直しに関する事項

## 改正理由

近年、世界的な鉄鋼需要量の増加及び CO<sub>2</sub> 排出量の規制等に伴い、効率的かつ経済的に鉄鉍石を輸送するため、鉍石運搬船の大型化が進んでいる。

本会では、鉍石運搬船の専用規則として、1960 年に鋼船規則 C 編 30 章を制定し、その後、舷側タンクの構造寸法や直接強度計算の適用方法等、適宜規則改正を行ってきた。しかしながら、その他の一般規定については、制定以来、特に大きな見直しは行われていなかった。

今般、大型の鉍石運搬船に対応した規則を整備すべく、類似の構造配置及び積付状態を有するタンカーあるいはばら積貨物船の要件及びこれまでの鉍石運搬船の就航実績より得られた知見を規則に反映し、鉍石運搬船に関する構造要件を改めた。

## 改正内容

- (1) 鋼船規則 C 編 30 章の適用に関して、適用される鉍石運搬船の船の長さの制限を削除した。
- (2) 鉍石運搬船は、鋼船規則 C 編 31A 章の関連規定にもよらなければならない旨明記した。
- (3) 鉍石運搬船の舷側タンク内の構造部材について、鋼船規則 C 編 29 章のタンカーの関連規定を参考に、寸法算式等の要件を規定した。
- (4) 鉍石運搬船の二重底及び鉍石倉内の構造部材について、鋼船規則 C 編 31 章のばら積貨物船の関連規定を参考に、寸法算式等の要件を規定した。
- (5) 鉍石運搬船の船底縦通防撓材、船側縦通防撓材及び縦通隔壁付縦通肋骨の疲労強度評価の要件を規定した。